

審 査 基 準

平成21年 7 月22日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第59条第2項
処 分 の 概 要 :	牽引 ^{けん} の許可
原権者（委任先） :	大分県公安委員会
法 令 の 定 め :	道路交通法第59条第3項（自動車 ^{けん} の牽引制限） 道路交通法施行規則第8条の5（牽引 ^{けん} の許可証の様式等）
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	10日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先 :	各警察署
問 い 合 わ せ 先 :	大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課
備 考 :	